

静岡市規則第4号

静岡市契約規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年2月8日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市契約規則の一部を改正する規則

静岡市契約規則(平成15年静岡市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第28条の次に次の1条を加える。

(随意契約の内容等の公表)

第28条の2 市長は、政令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約によろうとするとき

は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約に係る物品又は役務の名称及び数量
- (2) 契約の締結を予定する月
- (3) 契約の内容
- (4) 契約の相手方の選定基準及び決定方法
- (5) 契約に関する事務を担当する組織の名称

2 市長は、前項の規定による公表に係る契約を締結したときは、前項各号に掲げる事項及び次に掲げる事項を速やかに公表するものとする。

- (1) 契約を締結した日
- (2) 契約の相手方
- (3) 契約金額
- (4) 契約の相手方とした理由

3 前2項の規定による公表は、インターネットその他の適切な方法により行うものとする。

附 則

この規則は、平成20年3月1日から施行する。